

令和3年松前町告示第11号

松前町教育関係団体活動事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように公表する。

令和3年3月9日

松前町長 岡本 靖

松前町教育関係団体活動事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

松前町教育関係団体活動事業費補助金交付要綱（令和2年3月松前町告示第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第2条、第4条関係）			別表（第2条、第4条関係）		
No.	団体名	補助金限度額	No.	団体名	補助金限度額
省略			省略		
<u>7</u>	<u>ボーイスカウト松前第1団</u>	<u>4万円</u>	<u>7</u>	<u>松前町青少年育成協議会</u>	<u>103万円</u>
			<u>8</u>	<u>ボーイスカウト松前第1団</u>	<u>4万円</u>

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の松前町教育関係団体活動事業費補助金交付要綱別表の規定は、令和3年度分及び令和4年度分の補助金について適用し、令和2年度分の補助金については、なお従前の例による。